

長野県「建設業許可申請書作成の手引」PART 1

《令和5年1月改正 主な改正点》

改正の内容	該当するページ
<p>○特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）から4500万円（建築一式工事の場合は7000万円）に引き上げ。</p> <p>○主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）から4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）に引き上げ。</p> <p>○下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、3500万円から4000万円に引き上げ。</p>	<p>P12、P13、P38、P39、P40 P44、P47</p>
<p>○郵送申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者控の返信用封筒 ・代理申請における許可通知書用の返信用封筒 	<p>P26</p>
<p>○電子申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請方法を案内するホームページのURL ・電子申請の場合「委任状」添付不要 ・電子納付等について 	<p>P26、P27、P28、P29、P55</p>
<p>○決算変更届について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用人数」を提出する際は「健康保険等の加入状況」を併せて提出する旨 	<p>P49</p>
<p>○許可の一本化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる許可日を更新で一本化する ・業種追加や般特新規と更新を併せて行う 	<p>P50</p>
<p>○建設事務所連絡先（書類の経由、申請書閲覧のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐久建設事務所の所在地、電話番号 ・松本建設事務所の電話番号 	<p>P72</p>

長野県「建設業許可申請書作成の手引」PART2

《令和5年1月改正 主な改正点》

改正の内容	該当するページ
○専門家による現地相談窓口について	P5
○郵送申請について <ul style="list-style-type: none"> ・申請者控の返信用封筒 ・代理人申請における許可通知書用の返信用封筒 	P10
○電子申請について <ul style="list-style-type: none"> ・申請方法を案内するホームページのURL ・電子申請の場合「委任状」添付不要 ・確認書類のアップロードについて 	P4、 P10、 P11、 P12、 P13 P99
○工事経歴書及び直前3年の各事業年度における工事施工金額の記載例について <ul style="list-style-type: none"> ・業種追加や般特新規の申請において、既に許可を受けている業種については、「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する 	P32、 P33、 P34、 P35
○財務諸表様式の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・様式第十五号 貸借対照表（法人用） ・様式第十七号 株主資本等変動計算書 ・様式第十七号の二 注記表 ・様式第十九号 損益計算書（個人用） 	P39 P44 P45 P51
○建設事務所連絡先（書類の経由、申請書閲覧のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・佐久建設事務所の所在地、電話番号 ・松本建設事務所の電話番号 	P150